

韓国知的財産ニュース 2017年9月前期

(No. 350)

発行年月日: 2017年9月19日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

http://www.jetro-ipr.or.kr

★★★目次★★★

このニュースは、9月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- ▶ 1-1 発明教育の活性化および支援に関する法の施行により発明教育の体系 的支援と創造的人材育成に向けた制度基盤づくり
- ▶ 1-2 弁理士法施行令一部改正令

関係機関の動き

- ▶ 2-1 第4次産業革命時代、特許情報で乗り越えよう!
- \triangleright 2-2 特許情報ネット、KIPRIS の活用例を紹介する UCC 公募に!
- ▶ 2-3 多年度(2年)を保障する知財権訴訟保険を発売
- ▶ 2-4 特許庁、刑務所の受刑者向けの知的財産出願制度に関する説明会を開催
- ▶ 2-5 特許庁、2017 年知的財産 e ラーニング先導学校、4 校を選ぶ
- ▶ 2-6 第8回知的財産保護 UCC およびカードニュース公募展の授賞式を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

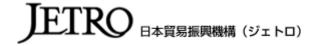
※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

▶ 4-1 特許庁、中国商標ブローカーに対する早期警報システムを稼働

その他一般

- ▶ 5-1 繰り返される住宅不足、住宅改装で解決しよう!
- ▶ 5-2 特許庁、2017年度韓国政策学会の政策大賞を受賞



法律、制度関連

1-1 発明教育の活性化および支援に関する法の施行により発明教育の体系的支援と 創造的人材育成に向けた制度基盤づくり

韓国特許庁(2017.9.15)

韓国特許庁は「発明教育の活性化および支援に関する法律」(以下、発明教育法)が2017 年9月15日(金曜)から施行されると発表した。

「発明教育法」は創造的な人材育成のために発明教育を国レベルで体系的に後押しし、 幼稚園・小学校・中学校・高校の教育課程に発明教育を反映するなどの内容を盛り込ん でいる。

「発明教育法」の施行令は発明教育基本計画および施行計画の策定・施行、発明教育協議会の設置・運営、発明教育センターの設置・運営、発明教育開発院の指定要件規定などを骨子とする。

発明教育基本計画および施行計画の策定・施行

特許庁長は教育部など関係中央行政機関と協議を行い、発明教育基本計画を5年ごとに策定するようにし、特許庁長および教育監は基本計画に基づき、年度別の施行計画を策定するように規定した。

これを受け、各市・道教育庁は地域教育環境に合わせ、年度別に発明教育を施行することになる。

発明教育協議会の設置・運営

発明教育基本計画および施行計画を策定するために特許庁長所属で発明教育協議会を構成・運営することにした。関係中央行政機関がともに基本計画について協議することで体系的な発明教育政策推進における基盤づくりができるとみられる。

発明教育センターの設置・運営

特許庁と市・道教育庁などが共同で設置・運営している発明教育センター(全国199カ所)に対し、発明教育センターの設置・運営、発明指導教師の研修、教育実績資料の作成・管理など関連規定を再整備した。これで学校現場における発明教育が体系的に運営・管理できるとみられる。

発明教育開発院の指定



発明教育センターの効率的な運営・支援のために発明教育開発院の指定要件を規定した。 発明教育開発院は発明教育の課程、政策などの体系的な研究と教諭の専門性向上にかか わる業務を行うことになる。

特許庁産業財産政策局の局長は「第4次産業革命に伴い、想像力と創造力に基づいた発明教育の重要性が増している」とし「この制定案を通じて特許庁、教育部、市・道教育庁など関係機関がともに発明教育の活性化に向けて力を注げるよう協力体系の制度的な根拠が設けられたことは意義が高い」と述べた。

(この和訳はジェトロソウルによる仮訳です。全文は <a href=http://www.jetro-ipr.or.kr をご参照ください。)

1-2 弁理士法施行令一部改正令

電子官報(2017.9.5)

大統領令第 28275 号

弁理士法施行令一部改正令

弁理士法施行令一部を次の通り改正する。

第3条の2を次の通りにする。

第3条の2(試験の一部を免除)

- ①法 第4条の3第1項及び第2項を適用する際、その経歴算定の基準日は該当試験の 第2次試験日(数日間試験を実施する場合はその初日をいう)とする。
- ②法 第4条の3第2項に該当する人については別表1による第2次試験の4つの科目中2つの科目(特許法を除外する)を免除する。

第4条第2項 本文中「別表1第2号ナ目」を「別表1」に、「同表第2号カ目」を「同表」に、同じ項の但し書き中「第2条第2項第5号」を「第2条の2第2項第5号」にする。

第4条第3項を次の通りにする。

- ③法 第4条の3第2項により第2次試験の科目中、一部を免除される人の場合には次の各号の区分により、合格者を決定する。
- イ. 特許法を含め、2つの必須科目を受ける場合:科目当たり100点を満点とし、各科目で40点以上取れた人として応募科目の平均点数が60点(第2の但し書きにより合格者を決定する場合には合格者中、最終順位合格者の必須科目の平均点数をいう)以上である人
- ロ. 特許法と1つの選択科目を受ける場合:科目当たり100点を満点とし、選択科目で50点以上取れた人として特許法の点数が60点(第2の但し書きにより合格者を決定す



る場合には合格者中、最終順位合格者の必須科目の平均点数をいう)以上である人 第4条第4項 前段中「第2条第2項第5号」を「第2条の2第2項第5号」にする。 第5条第4項中「第2条第2項」を「第2条の2第2項」にする。

第6条中 「『特許法』第221条による特許公報」を「インターネットホームページ」に する。

第16条の5第2項 前段中「法 第6条の12第4項」を「法 第6条の12第6項」に する。

第 21 条中 「『特許法』第 221 条による特許公報」を「インターネットホームページ」 にする。

第22条の2第1号中 「資格」を「資格及び実務修習」に、同条第3号中「登録及び実 務修習」を「登録」にする。

別表1 第2号の備考を削除する。

附則

第1条(施行日)この令は公布日から施行する。但し、第4条第2項及び第4項の改正 規定は2017年11月1日から施行し、第3条の2、第4条第3項及び別表1の改正規定 は公布後3年が経過した日から施行する。

第2条(試験科目及び試験の合格基準に対する経過措置)2020年度に実施される弁理士 試験の試験科目及び試験の合格基準については第3条の2第2項、第4条第3項及び別 表1の改正規定にもかかわらず、従来の第4条第3項及び別表1に従う。

改正理由及び主要内容

特許庁 5 級以上の公務員として 5 年以上特許行政事務に従事した経歴のある人等、弁理士試験の第 2 次試験科目のうち一部を免除される人の第 2 次試験の科目を、従来は応募者が選択する必須科目 1 つと選択科目 1 つにしていたが、2021 年から実施される弁理士試験では特許法を含め、計 2 つの科目に変更することで産業財産権の基本となる特許法に対する専門性を持つ弁理士が輩出できるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の問題点を改善・補完するためである。〈法制処提供〉

関係機関の動き

2-1 第4次産業革命時代、特許情報で乗り越えよう!

韓国特許庁(2017.9.6)

最近、第4次産業革命時代に対する社会的関心が高まる中、第4次産業革命時代をリード する革新企業の特許情報活用戦略を共有する場が設けられ、関心が寄せられている。



韓国特許庁は「第4次産業革命時代におけるIP情報活用戦略」と題し、「PATINEX 2017(国際特許情報博覧会)」を9月7日から2日にわたってインペリアルパレスソウルホテルで開催すると発表した。

今年で13回目を迎えるPATINEX (PATent Information EXpo) は韓国最大の特許情報行事である。世界的な特許情報専門家の発表や討論が行われるカンファレンスと特許情報サービス企業のさまざまな製品を体験できる展示会からなる。

1日目の9月7日にはキヤノンの特許分野における最高担当者である長澤健一、知的財産法 務本部長が「第4次産業革命時代における知財権戦略および今後の展望」と題し、基調演 説を行う。

続いてMicrosoft (マイクロソフト) とXiaomi (シャオミ) の特許専門家が出席し、ソフトウェアおよびメーカーの立場における「第4次産業革命時代に備えるための経営戦略」としての特許情報活用策についての講演とパネルディスカッションを行う。

2日目の9月8日には米国、中国、欧州など主要国における知的財産市場の変化や対応策、第5世代移動通信システム(5G)、ビッグデータおよび新素材など、第4次産業革命における主要技術分野の最新IPトレンドに対し、国内外の講演者が講演を行う。

カンファレンスとともに、WIPS、ANYFIVE、LexisNexis、WERT INTELLIGENCE、BIAEN、KIBC などスタートアップを含めた、国内外の約20の特許情報サービス企業と機関によるさまざまな特許情報サービスを体験できる展示会も行われる。

特許庁情報顧客支援局の局長は「PATINEX 2017は第4次産業革命という転機を迎え、国内外における革新企業の特許戦略を共有する場を設ける」とし「この行事が韓国企業にとって新たな変化に対応できる、効果的な特許情報の活用策を見出せる良い機会になることを期待している」と述べた。

PATINEX 2017の開催に関する詳細についてはホームページ (http://patinex.kipi.or.kr) で確認できる。

2-2 特許情報ネット、KIPRIS の活用例を紹介する UCC 公募に!

韓国特許庁(2017.9.4)



韓国特許庁は特許など知的財産情報利用に対する国民の関心を高めるために9月4日から11月3日まで「特許情報ネット、KIPRIS活用UCC公募」を実施する。

*KIPRIS:特許庁保有の国内外における知的財産権関連情報を誰もが無料で検索および 閲覧できる知的財産情報検索サービス (www.kipris.or.kr)

**UCC: User Created Content

今回の UCC 公募展は「自分だけの KIPRIS 活用 TIP」をテーマにし、さまざまな KIPRIS の活用例(自分は KIPRIS をこのように活用している!)や、効率的な KIPRIS の検索方法(自分なりの KIPRIS 検索 TIP!)など、KIPRIS の利便性や効用性を引き立てることができるような $3\sim5$ 分前後の動画(フラッシュ、アニメを含める)で製作し、提出すれば良い。

知的財産情報検索に関心を持つ国民なら、誰もが(個人や団体)KIPRIS のホームページ (www.kipris.or.kr) や電子メール (user@kipris.or.kr) で参加できる。

UCC公募に応募した作品については、テーマの適合性、独創性(オリジナリティ)、完成 度および活用性などを審査し、計8点の受賞作(最優秀1、優秀2、奨励5)を選び、最優 秀賞の受賞者には賞金150万ウォンが与えられる。

*賞金:最優秀賞150万ウォン、優秀賞100万ウォン、奨励賞50万ウォン

審査結果は11月27日に発表される。詳細についてはKIPRISのホームページで確認できる。また、入賞作品は今後、特許情報カンファレンスなど関連行事やKIPRISのホームページ、ユーチューブなどでKIPRISの広報資料として活用される予定である。

特許庁情報顧客支援局の局長は「この公募を通じ、KIPRISを活用した優秀な例や特許検索方法などをユーザーの立場から発掘し、それを国民と共有することで知的財産情報活用に対する認識が深まる契機になることを期待している」と述べた。

2-3 多年度(2年)を保障する知財権訴訟保険を発売

韓国特許庁(2017.9.12)

韓国特許庁は輸出企業の知財権紛争に対する国際的対応力の向上に向け、「多年度(2年) 保障知財権訴訟保険」を試験的に発売し、9月13日から運営すると発表した。

JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

「知財権訴訟保険」は海外で知財権紛争が起こった際にかかる訴訟や代理人の費用など を保障する保険である。

最近、中国など海外で韓国企業の商標権が先取りされるなど、知財権をめぐる被害が増え続けている。これを受けて特許庁は企業が知財権紛争に効率的に対応できるよう持続的に保険の商品開発を行い、現在はグローバル総合保険、アジア進出専用団体保険、北米・欧州進出専用団体保険、農産品・食品分野における商標・デザイン特化保険の4種を運営している。

今年は現在、運営している単年度(1年)保険商品が紛争期間に比べ、保障期間が短い問題を改善し、企業が更新時期を逃して保険期間が切れることを防ぎ、再契約による負担軽減ができる多年度(2年)保障知財権団体保険を新規発売し、後押しすることになった。

今回、新たに発売された多年度保障商品の2種は現在、運営している「アジア進出専用団体保険」と「北米・欧州進出専用団体保険」の担保内容は従来通りにし、保障期間の延長(2年)、紛争発生時の補償限度の引き上げ(2倍)を適用した。

多年度(2年)保険の納付額については従来商品を更新する場合より平均15.6%安くなり、納付方法についても24カ月払いができるため、企業にとっては保険料の負担が軽くなる。 中小企業が保険に加入すれば、2年間の保険加入費用の50%を政府が支援する。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「現在、国内で運営している知財権訴訟保険は1年単位の損害率のみ反映するため、2年間保障する知財権保険商品の発売は初めてであり、新規商品の発売は企業の安定的な輸出活動につながるだろう」とし「多年度(2年)保障商品の試験的な運営後、保険会社と協議を行い、保障期間を3年以上に拡大することも検討する予定だ」と述べた。

知財権訴訟保険の加入に関する詳細については韓国知識財産保護院 (2502-2183-5891、insure@koipa.re.kr) にお問い合わせを。

2-4 特許庁、刑務所の受刑者向けの知的財産出願制度に関する説明会を開催 韓国特許庁(2017.9.13)

韓国特許庁は受刑者を対象に知的財産権に関する知識を深めると同時に、社会復帰の呼び水として知的財産出願制度に関する説明会を9月15日(金曜)午後2時に江原道の寧越



刑務所で開くと発表した。

この説明会は特許庁と法務部所属矯正本部との業務提携により開催されるもので、矯正本部傘下4の矯正庁、43の刑務所のうち、最終的に刑務所2カ所(*)が選ばれた。

*ソウル地方矯正庁の寧越刑務所 (2017.9.15)、大田地方矯正庁の天安開放刑務所 (2017.10.24)

受刑者は身分上、本人が特許庁に出願できずに刑務官や知人を通じて出願手続きを行わざるを得ないため、これまで行政手続き上の欠缺(*)などを理由に権利の無効や取下げ、放棄など、一般出願人に比べ、さまざまな問題点を抱えていた。

*権利関係変更申告、委任状、出願人情報変更(住所変更)、手数料の未払いなど

今回の説明会の目的は単なる制度説明ではなく、受刑者が抱える問題点を解消し、出願手続きへの知識不足による権利の無効化や死蔵などを防止することにある。そのため、特許・商標・デザイン出願手続き、関連法令・制度、出願人がよく間違えるミスや類型の解決策など、関連手続きや情報に重点を置いた説明会を開くことにした。

特に、今回の知的財産出願制度に関する説明会は社会的弱者に対する福祉特許行政を実現する呼び水として今後、関係省庁との業務提携を通じて拡大していく予定である。

特許庁情報顧客支援局の局長は「知的財産の競争力強化に向け、社会的弱者に対する特許行政を展開する必要がある」とし「従来の供給者中心の説明会方式から脱し、受刑者など弱者の立場にある人々のニーズに応えられる説明会の数を増やし、貴重な知的財産権利の確保に最善を尽くしたい」と述べた。

2-5 特許庁、2017年知的財産 e ラーニング先導学校、4校を選ぶ

韓国特許庁(2017.9.14)

韓国特許庁の国際知識財産研修院は9月14日、熊南小学校(昌原市)と山清小学校(昌原市山清郡)で「2017年知的財産eラーニング先導学校」の懸板式を行うと発表した。

この事業は青少年発明教育促進および活性化に向け、国際知識財産研修院が2013年から 進めており、毎年4校が選ばれる。



今年も全国から反転授業 (Flipped Learning) 方式の発明教育資料を提出した18校のうち、発明教育専門家による厳しい審査を経た4校が知的財産eラーニング先導学校に選ばれた。熊南小学校と山清小学校以外にも名秦高校 (光州市) と佳井小学校 (仁川市) で9月20日と22日に懸板式が行われる予定である。

特許庁はこの行事を通じて先導学校に懸板と感謝牌を与え、各学校は10月まで反転授業の学習資料を開発する。各先導学校が開発した反転授業の学習資料は全国の小中高教育現場で活用されるよう動画コンテンツで製作され、国家知的財産教育ポータル (www.ipacademy.net) やSNSなどさまざまな媒体で配信される見込みである。

このようにeラーニング先導学校事業はオンラインとオフラインでの教育方式を合わせた、融合・複合的な教育方法であり、特許庁の青少年発明教育における中核チャンネルとしての役割を果たしている。

特許庁の国際知識財産研修院の院長は「発明教育先導学校による優秀な知的財産に関する教育資料が全国各地の教育現場へ広がるよう今後、さらなる支援を行う」と述べた。

2-6 第8回知的財産保護 UCC およびカードニュース公募展の授賞式を開催

韓国特許庁(2017.9.15)

韓国特許庁は9月15日(金曜)午後2時、韓国知識財産センター大会議室で「第8回知的財産保護UCCおよびカードニュース公募展」の授賞式を行うと発表した。

*UCC: User Created Contents

この公募展は一般市民が知的財産権を保護する広報物を自ら作ることで知財権保護の必要性を実感し、知財権に対する社会的な共感を得るために行われる。7月5日(水曜)から8月23日(水曜)までの応募作148点に対して審査を行い、UCC部門で14点、カードニュース部門で14点、計28点が受賞作に選ばれた。

UCC部門の大賞にはチキミチーム(守るチーム)の「知的財産保護の始まりは特許申請から!」が、カードニュース部門の大賞にはソウル大学生の「匂いにも権利がある!」が選ばれた。特に、後者は人々が気付いてない非典型商標についてカードニュースを通じて分かりやすく説明し、高く評価された。

各部門の大賞受賞者には産業通商資源部長官賞と賞金200万ウォン(カードニュース70万



ウォン)、最優秀賞受賞者には特許庁長賞と賞金70万ウォン (カードニュース50万ウォン)、 優秀賞受賞者には賞金50万ウォン (カードニュース20万ウォン)、奨励賞受賞者には賞金 30万ウォン (カードニュース15万ウォン) が授与される。

受賞作は知的財産保護の公益公告のコンテンツに活用され、テレビ、映画館、地下鉄ホーム、オンラインコミュニティーなど、オンラインとオフラインで一般に公開される見通しだ。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 特許庁、中国商標ブローカーに対する早期警報システムを稼働

韓国特許庁(2017.9.12)

中国に進出する予定だった韓国国内の食品メーカーであるA社は、中国現地の商標ブローカーが自社の商標を出願したことを知り、驚いた。A社は韓国知識財産保護院に助けてもらい、急いで中国商標当局に異議を申し立て、自社の盗用商標が登録される事態を事前に防ぐことができた。

韓国特許庁は、商標ブローカーによる韓国企業の被害を最小限に抑えるために中国商標局に毎月出願されるハングル商標の盗用可否を直ちに調査し、被害を受けた企業に知らせている。これで早期出願を促し、中国商標局に異議を申し立てるなど、より早く対応できるよう後押しする「早期警報サービス」を提供している。

その結果、中国で商標出願を公告した後、3カ月以内のみ異議を申し立てられる割合が以前に比べ、大幅に($36.5\% \rightarrow 98.2\%$)増えた。また、迅速な後続出願により、出願人の優先的地位が認められ、中国国内で商標出願ができるケースも調べられるなど、有効な対応ができるようになった。

特許庁は昨年まで中国の商標ブローカー46社により、韓国企業の商標1,232個が盗用されたことを確認し、被害企業に知らせた。さらに、無効審判、異議申立、被害企業間の共同対応などの法律対応や商標譲渡・譲受交渉戦略などを提供した。



公共政策成果評価研究院が被害企業のうち、特許庁の早期警報を受けて中国の商標ブローカーに対応した98社を対象に分析したところ、早期対応に失敗した場合に必要な無効訴訟および商標譲受交渉などにかかる費用を、早期警報サービスを通じて抑えられる効果があり、その金額は実に34億ウォンに達し、これは2016年の予算(2.6億ウォン)比、約13倍に上がることが明らかになった。

また、特許庁が調べた、商標を先取りされたことによる企業の被害額は昨年時点で約 1,740億ウォンと、早期警報サービスを通じて持続的に被害を減らしていく必要があるこ とが分かった。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「韓国企業は自社の商標が無断で先取りされたことに気付いていないため、対応に時間と費用がかかる場合が多い」とし「中国の商標ブローカーに対する早期警報サービスを通じて韓国企業の早期対応を強化し、被害を最小限に抑えられるよう取り組みたい」と述べた。

海外で商標を先取りされたことによる被害申告および対応相談などについては韓国知識 財産保護院(02-2183-5848, 5896)にお問い合わせを。

その他一般

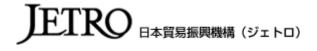
5-1 繰り返される住宅不足、住宅改装で解決しよう!

韓国特許庁(2017.9.11)

韓国では毎年、繰り返される住宅不足問題と不動産価格の上昇により庶民が泣き寝入りし、その都度、韓国政府が新規住宅供給計画を発表する。しかし、新規住宅建設には建築期間だけで最短で2年以上かかり、再建築・再開発の場合は既存住宅の撤去後、新規住宅の供給まで暮らす住宅が必要となる。これが住宅不足と不動産価格の上昇につながり、再建築地域が韓国政府の不動産政策の主なターゲットになっている。

解決策は既存住宅を長く使うことである。先進国では住宅寿命が100年に達する一方、韓国ではそれを大幅に下回り、住宅寿命を延ばすためのリモデリングに対する必要性が増している。

韓国特許庁によると、住宅のリモデリングに関する特許出願件数は1997年から2016年までの20年間、計104件あった。前の10年間(1997年~2006年)の14件に比べ、この10年間(2007年~2016年)では90件となり、6倍以上に急増していることが明らかになった。



出願人別で見ると、前の10年間は個人が50%以上であったが、この10年間は企業が50%以上となっている。出願割合を部分別で見ると、前の10年間では骨組み(42.9%)、内装(28.6%)、外装(21.4%)、リモデリング計画・メンテナンス(7.1%)の順であったのに対し、この10年間では外装(40%)、骨組み(31.1%)、内装(13.3%)、リモデリング計画・メンテナンス(6.7%)、衛生設備(6.7%)、屋根・屋上(2.2%)の順であった。

特に、前の10年間ではリモデリング計画・メンテナンスに関する特許出願件数は1件、骨組みに関する許出願件数は6件にとどまったが、この10年間ではそれぞれ6件、28件もあった。

リモデリングの導入初期にはリモデリングに使いやすい内装材・外装材関連特許を主に個人が出願した一方、リモデリングが本格化した時期には比較的にリモデリングしにくい、リモデリング計画・メンテナンス関連特許および骨組関連特許を主に企業が出願した。これで、コスト削減および利用価値の向上に対する関心とニーズが高まっていることが分かる。

韓国における住宅リモデリング市場については、2000年~2015年までは再建築・再開発を中心に住宅リモデリングブームが巻き起こっていた。2025年以降は住宅建設市場に占める住宅リモデリングの割合が35%以上になる見通しだ。これに伴い、住宅リモデリング市場が活気を帯びるとみられる。

特許庁住居基盤審査課の課長は「リモデリングは住宅不足の解決策になるだけでなく、 建設資源の無駄を省き、国家競争力の向上にもつながるだろう」とし「政府の積極的な 後押しとともにリモデリング市場の急成長に合わせた、産業界の技術開発戦略と特許出 願が求められる時期にある」と述べた。

5-2 特許庁、2017年度韓国政策学会の政策大賞を受賞

韓国特許庁(2017.9.15)

韓国特許庁で進める「海外における知的財産権紛争に対する対応支援策」が、韓国政策 学会で主催する2017年度の韓国政策大賞に選ばれた。授賞式は9月15日午前10時30分、東 西大学センタムキャンパスで行われる。

韓国の行政、政策学分野における先導的学会である韓国政策学会は中央部処、自治体、 公共機関の優秀な政策例を発掘・共有するために2010年度から韓国政策大賞を選定して

JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

いる。

今年の韓国政策大賞は、中央部処分野では特許庁が、自治体分野では済州特別自治道と 義城郡(慶尚北道)が、公共機関分野では韓国農漁村公社がそれぞれ選ばれた。

今回、政策大賞に選ばれた「海外における知的財産権紛争に対する対応支援策」は特許 庁、外交部、関税庁、KOTRAなど、政府部処と公共機関が協力し、韓国企業の海外進出を 後押ししたと高く評価された。

特許庁は米国、中国など8カ国に海外知識財産センター (IP-DESK) を設け、外交部とKOTRA は40の在外公館と21のKOTRA現地貿易館で知的財産担当者を指定して海外で直ちに対応できる体制を作った。

特許庁と関税庁は定期的に政策協議会を開催し、外国税関とともに韓国の知的財産権保護に向けた模倣品識別セミナーを開催するなど、さまざまな協力事業を展開した。

尚、特許庁は中小企業を対象に知的財産権紛争に対するコンサルティングや紛争情報の 提供、訴訟保険の支援など政策的に取り組み、韓国企業が海外に輸出する前後段階で発 生した紛争にしっかり対応できるようにした。

特許庁の次長は「海外での知財権紛争が韓国企業の成長における足かせになっている」 とし「特許庁は『海外における知的財産権紛争に対する対応支援策』を持続的に実施し、 韓国企業が安心して海外で事業展開できるよう後押ししたい」と述べた。

過去のニュースは、http://www.jetro-ipr.or.kr/ をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail:kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

 $\underline{\texttt{https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665}}$

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム